

(様式24)
年 月 日

様

福島県弁護士会示談あっせんセンター

文書の謄写について（通知）

貴方からの閲覧謄写申請に対し、閲覧謄写申請書／決定書（原本、様式23）のとおり、謄写を認める決定がなされました。

謄写許可された文書については、性質上、外部への持ち出しはできないので、謄写につきましては、福島県弁護士会示談あっせんセンターにおいて下記の条件で謄写を行いますので、謄写依頼書（様式25）を利用して当会事務局にご依頼下さい。

1 依頼の際に必要な書類（本会会員による依頼者の場合、③は不要です。）

① 謄写依頼書（様式25）

② 閲覧謄写申請書／決定書（原本、様式23）

③ 身分証明書の写し（運転免許証の写し または 健康保険証の写し）

2 謄写料金

文書の謄写料は次のようになります。

白黒（サイズを問わず）1枚当たり30円

A4カラー1枚当たり70円

B4カラー1枚当たり100円

A3カラー1枚当たり130円

※④あなたのご依頼の書類の謄写料は_____円です。

3 送料

特定記録郵便またはレターパックでの送付になりますので、所定の郵便料をお支払い下さい。

※⑤あなたのご依頼の書類の送料は_____円です。

《依頼手順》

謄写依頼書及び添付書類（①②③）に謄写料金④と送料⑤の合計金額（_____円）を添えて持参または現金書留郵便で福島県弁護士会示談あっせんセンターにお送りいただくか、依頼書及び添付資料（①②③）を郵送のうえ、謄写料金④と送料⑤の合計金額を下記口座に送金下さい。

福島県弁護士会示談あっせんセンターでは、依頼書が到着し、謄写料金と送料の入金が確認できた時点で文書を謄写し、作業完了後にお預かりした書類と共にお送りします。

○依頼書送付先

〒960-8115

福島市山下町4-24

福島県弁護士会示談あっせんセンター

Tel (024) 534-2334

○謄写料等振込先

東邦銀行 福島市役所支店 普通預金 口座番号 161320

福島県弁護士会示談あっせんセンター (フクシマケンバンゴシカイシタッセンセンター)